

今後目指すべき地方財政の姿と
令和7年度の地方財政への対応等についての意見

令和6年12月9日

地 方 財 政 審 議 会

今後目指すべき地方財政の姿と 令和7年度の地方財政への対応等についての意見

はじめに.....	1
第一 目指すべき地域の姿.....	3
第二 目指すべき地方財政のあり方.....	4
1. 持続可能な地方税財政基盤の構築.....	4
2. 地方財政の健全化.....	4
第三 令和7年度の地方財政への対応.....	6
1. 地方一般財源総額の確保等.....	6
(1) 一般財源総額の確保.....	6
①地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保.....	6
②地方の歳出構造.....	7
③給与関係経費.....	9
(2) 地方財政計画及び地方交付税の役割等.....	9
2. 効果的・効率的な支出の推進.....	11
(1) デジタル化の推進.....	11
①地域におけるDXの推進.....	11
②デジタル人材の確保・育成.....	13
(2) 公共施設等の適正管理、資源制約に対応していくための広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成.....	14
①公共施設等の適正管理.....	14
②資源制約に対応していくための広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成.....	15
(3) 公営企業の経営改革.....	16
①経営戦略に基づく経営改革の推進.....	16
②公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進.....	16
③公立病院経営強化の推進.....	17
④水道・下水道事業における広域化等の推進.....	18
(4) 財政マネジメントの強化.....	18
①地方財政の「見える化」.....	19
②地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援.....	20

(5) 公営競技納付金の延長	20
3. 安全・安心の確保のための防災・減災及び国土強靱化の推進等と消防防災力の強化	21
(1) 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進	21
(2) 上下水道の地震対策の推進	22
(3) 消防防災力の強化	22
4. 新たな地方創生の起動	24
(1) 地方創生 2.0 の推進	24
(2) 地域活性化・地域で活躍する人材の充実等	24
5. 人への投資	26
6. 全世代型社会保障構築を目指す改革	27
(1) こども・子育て政策の強化	27
(2) 医療制度の改革等	28
7. 東日本大震災からの復興	29
おわりに	30

資料

今後目指すべき地方財政の姿と 令和7年度の地方財政への対応等についての意見

令和6年12月9日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と令和7年度の地方財政への対応等について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国経済は今、転換点にある。この30年余りの間、バブル経済の崩壊に伴う混乱やデフレ、リーマンショック、東日本大震災をはじめとする数多くの自然災害、新型コロナウイルス感染症といった幾多の難局を経験し、停滞してきた日本経済だが、足許では名目GDPは600兆円、設備投資は100兆円とそれぞれ過去最高を更新し、賃金も33年ぶりの高い賃上げ率の実現するなど状況が改善しつつある。この経済の好循環の流れを逃すことなく、地域の隅々まで行き渡らせなければならない。

一方で、こうしたマクロ経済環境の変化により、地方自治体は、物価の上昇、人件費の増、金利の上昇など、長らく経験してこなかった、避けがたい歳出の増加に直面し、少子高齢化の進展による社会保障費の増大と併せて、難しい財政運営を迫られている。

特に、人件費増の主な要因の一つである担い手不足は、今後さらに深刻化・長期化が見込まれ、一刻も早い行政の効率化・地域の課題解決等のため、デジタル投資を推進する必要がある。

また、人口減少社会に対応し、公共施設のダウンサイジングを進めることにより、将来の財政負担を軽減していくことも重要である。

「地方こそ成長の主役」のスローガンの下、国はこれまでの成果と反省を活かし、新たな地方創生（地方創生2.0）に取り組むことを表明し

ており、地方自治体においても、その取組と基調を合わせて、地域社会における女性・若者・シニア・外国人材等の多様な人材が活躍できる環境づくりに留意しつつ、新たな地方創生に取り組む必要がある。

さらに、激甚化・頻発化する自然災害に備え、安全・安心な暮らしを実現するために、効果的に取り組む自治体独自の防災・減災対策を推進する必要がある。

我が国の内政の要である地方自治体は、国と一体となって、こうした社会の変化等に的確に対応しつつ、多様な行政サービスを安定的に確保し、持続可能な地域社会の実現に取り組んでいかなければならない。そのためには、経済の好循環と財政の健全化を両立させ、確固とした地方税財政の基盤を構築することが不可欠である。必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、喫緊の政策課題に対応するための財源もしっかりと確保されなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と令和7年度の地方財政への対応等についての意見を提出することとした。

なお、今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方と令和7年度地方税制改正等への対応については、令和6年11月26日の当審議会意見「令和7年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

第一 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらし、社会経済の変化にも対応する持続可能な地域社会が、目指すべき地域の姿である。

我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手は、地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている（資料1）。地方自治体には、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されている。

一方で、少子高齢化や人口減少の深刻化により、官民双方において担い手が急速に不足しつつある。行政サービスを適切に提供するとともに、持続的な経済成長を図る上で、担い手不足、いわば供給力不足に如何に対応していくかが、極めて重要な課題となっている。

このため、地方自治体においては、女性・若者・シニア・外国人等多様な人材に最大限活躍してもらうとともに、デジタル化などのツールを活用しつつ、官民間わず生産性を向上させる取組を強化していくことが必要である。

地方自治体が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる活力ある多様な地域社会の実現につながる。

第二 目指すべき地方財政のあり方

1. 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら持続可能な地域社会を構築していくための取組を進めていくためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。一般財源をどの程度確保できるかが、地方の円滑な財政運営の可否に直結する。

その際、地方税の充実確保を図るとともに、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むべきである。

その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である（資料2）。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

2. 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築に向けては地方財政の健全化が不可欠であるが、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する巨額の財源不足が生じている（資料3）。また、近年における地方の債務残高は、全体として減少傾向にあるとはいえ、なお180兆円近い規模で推移している。その中でも、臨時財政対策債の残高は、平成13年度の制度創設以降、右肩上がりに増加し、平成30年度末には約54兆円に至り、令和6年度には税収の改善等を背景に減少したものの、年度末残高は、なお約46兆円となる見込みである。

加えて、交付税特別会計借入金の残高は約 28 兆円あり、地方の特例的な債務残高は計約 74 兆円に上っている（資料 4）。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、昨今の金利上昇の影響にも留意しつつ、地方の特例的な債務残高の着実な縮減に取り組んでいく必要がある。

地方自治体は、人口減少・少子高齢化が進む長い将来を見据え、持続可能な地域社会を築いていくため、地方財政の健全化に不断に取り組み、地域社会を支える基盤を確かなものとしていかねばならない。このため、引き続き、国と基調を合わせて、歳入面においては、地域経済の活性化により地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組んでいくことが重要である。

第三 令和7年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

(1) 一般財源総額の確保

①地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に提供していくためには、国の制度に基づく社会保障関係費をはじめ、少子高齢化・人口減少への対応など増大する行政需要に対して、必要な歳出を適切に地方財政計画に計上することが不可欠である。

特に、地方自治体が、新たな地方創生の起動をはじめ、防災・減災対策、国土強靱化、人口減少対策等の重要課題に取り組むために要する財源は、確実に確保すべきである。

また、地方の歳出は、人件費や物価、金利の上昇による影響が継続することが見込まれており、中でも給与関係経費については、国と異なり、歳出に占める割合が極めて大きい。令和6年の人事院勧告が、昨年的大幅な引上げ改定を更に大きく上回る引上げ改定であったように、民間給与の上昇等を踏まえた増加が引き続き見込まれており、会計年度任用職員の人件費も合わせ、必要な財源を適切に確保すべきである。

なお、先般、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「いわゆる『103万円の壁』については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる」ことなどとされた。これを受けて、現在、個人所得課税における基礎控除のあり方等について議論が行われているが、このうち特に個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、地方団体の声も聞きながら丁寧な議論を行うことが必要である。

こうしたことを前提として、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準

を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきであり、その際、経済・物価動向等に配慮しながら、人件費や社会保障関係費の増加をはじめ、前述の行政需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可欠である。

なお、令和5年度決算において、基金残高が増加したが、主として、地方税が当初見込みから増加したことを踏まえ、各地方自治体が、将来の普通交付税の減額精算のための備えとして積み立てたものや、令和5年度においては、定年引上げに伴う退職手当支給額の年度間の増減に備えるための交付税措置がなされたこと、補正予算により「臨時財政対策債償還基金費」として普通交付税が増額交付されたことにより、制度的に基金残高の増加が想定されているもの等によるものである。基金残高が増加したことをもって地方財政に余裕があると判断するのは適当ではない。

能登半島地震にみられたように、災害が激甚化・頻発化する中で、迅速に住民の命や生活を守るために必要な対策を講じる際や、新型コロナウイルス感染症対応の初期段階における国の補正予算に先んじて住民や事業者への緊急的な対策を講じる際に、財政調整基金等が活用されたことで、不測の事態においても地方自治体が機動的な財政運営を行うための基金の意義が改めて認識されることとなったことを忘れてはならない。

②地方の歳出構造

地方財政計画における近年の歳出の推移を見ると、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費（単独）の削減で吸収してきており、歳出総額は、ほぼ横ばいで推移してきた（資料5）。

社会保障関係費については、2025年に団塊の世代（1947～49年生まれ）全員が75歳以上の後期高齢者に移行することに伴う急激な増加が続くと見込まれている。その中でも、介護・医療等の経費がこれまで以上に増加することが見込まれており、国の法令や制度に基づいて義務的に生じる地方負担はますます大きくなることが想定される。

一方、給与関係経費や公債費等については、これまでの傾向に変化が生じている。

まず、給与関係経費については、DX・GXの推進、相次ぐ自然災害への対応や防災力の強化、地域における健康危機管理体制の強化、児童虐待防止対策といった行政需要に対応していくための人材の確保が求められている。また、物価高を上回る持続的で構造的な賃上げの実現のための取組が進められ、今後も、民間給与の継続的な上昇が見込まれる中で、地方自治体においても、人事委員会勧告等を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するとともに、国においては、地方財政計画に所要の経費を適切に計上する必要がある。

また、施設管理や様々なサービスに係る民間への委託料についても、地方自治体が物価高騰の影響や民間の賃上げの動きを適切に反映させることは、地方公務員の給与改定とあわせて、地域経済の好循環を実現するために重要である。

さらに、公債費については、これまで減少傾向にあったものの、国内外の金融政策や物価の動向等の影響により、足下では金利が上昇し、これまでの低金利環境に変化が生じている。ひとたび金利が上昇すれば、利払費が年を追うごとに増加し、その影響が長期に及ぶことから、金利の上昇による地方財政への影響は長期にわたって生じることに留意することが必要である。これに加えて、中長期的には、公共施設等の老朽化対策や防災・減災、国土強靱化等に係る取組のための投資的経費が増加することにより、今後は減少しない可能性があり、その影響を踏まえた適切な地方財政計画への計上が必要である。

このように地方歳出の構造は、社会保障関係費の増加を、給与関係経費、投資的経費（単独）や公債費の削減・減少で吸収するという平成10年代以降続いてきた構造から大きく変化してきており、今後、喫緊の課題への取組も求められる中で、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、所要の一般財源総額を確保することが求められる。

③給与関係経費

地方公務員の数は、ピーク時の平成6年度の328万人と比較して、大幅に減少し、令和5年4月現在で280万人となっている。

地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障などの対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。このため、少子高齢化への対応や児童虐待の防止など社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応、感染症法等の改正を踏まえた保健所等の体制強化、防災・減災、国土強靱化の推進等に取り組むための人材を確保する必要がある。

また、民間給与の上昇等を踏まえた人事委員会勧告等の影響により、給与関係経費の増加が見込まれており、こうした経費を地方財政計画に適切に計上し、所要の財源を確保すべきである。さらに、初任給をはじめ若年層に重点を置いた給料表の引上げを行った地方自治体においては、一般行政職の初任給等を踏まえ設定されることのある会計年度任用職員の給料等についても、増加が見込まれるところであり、これについても適切に対応する必要がある。

(2) 地方財政計画及び地方交付税の役割等

地方財政計画の基本的役割、同計画における計画と決算の比較、一般行政経費（単独）等の枠計上経費についての考え方及び地方交付税の役割等については、これまで累次の当審議会意見で述べてきたとおりであり、今後も、これまで示してきた意見に沿って、適切に対応される必要がある。

また、地方自治体の手数料・使用料収入について、地方財政計画における計上額を適正化し、決算額との乖離を図るべきとの議論があるが、使用料や手数料の水準は、各地方自治体が、その保有する公共施設等の状況や、それぞれの地域の実情を踏まえ、条例に基づき自らの判断で設定するものである。こうしたことから、地方財政計画においては、従来から、標準的な水準における収入額を適切に見込んで計上しているもの

であり、その計画額と決算額は、ある程度の幅を持って考えられるべき関係にあることに留意すべきである。

加えて、手数料のうち、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものについては、政令で標準額が設定されているが、令和7年度に向け、標準額を適切に見直すべきとの議論がある。この標準額については「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）において、「経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直す」こととされており、直近では令和5年度に見直されたところであるが、引き続き閣議決定の趣旨に従って、定期的に見直しを行うべきである。

また、地方財政計画における地方税収は、国税の見積もりや経済見通しを基礎に見積った額を計上していることから、決算額から上振れ・下振れしうるものであり、計画額と決算額の乖離は、各年度において過大・過少様々であるものの、中長期的には過大・過少は概ね相殺されている（資料6）。

地方税収全体が計画を上回った場合であっても、個々の地方自治体における税収の状況は様々である。このため、年度間調整については、個々の地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて、自主的に行うことが適当である。

2. 効果的・効率的な支出の推進

(1) デジタル化の推進

①地域におけるDXの推進

急激な人口減少社会に突入し、担い手不足が急速に深刻化する恐れがある中、供給力不足社会に早急に対応し、官民双方の生産性を向上させるためには、自治体DX・地域社会DXに集中的に取り組むことが必要である。

まず、自治体DXについては、行政運営を効率化しつつ、住民の利便性を向上させるため、行政全体のデジタル化を早急に進める必要がある。地方自治体においては、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化や「書かない窓口」の導入などの住民目線に立った創意工夫によるフロントヤードの改革とあわせて、情報システムの標準化・共通化や、AI・RPAの活用などの内部事務のシステム整備を行うことなどが必要である。こうした取組は、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化につながり、これにより生じた人的リソースを企画立案業務や丁寧な相談対応などにシフトさせ、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供することが可能となる。また、情報システムの運用経費の軽減などを通じて、地方財政の健全化にも資するものである。

このため、国は、政府におけるデジタル化の取組の進捗等を踏まえた、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」等の改定に加え、マイナンバーカードの普及と利活用促進、自治体フロントヤード改革のモデル事業や先進・優良事例の横展開等を通じて、引き続き、自治体DXの取組を強力的に推進すべきである。

情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、令和6年度補正予算案（第1号）において、標準準拠システムへの移行に要する経費について追加措置することとされているが、令和7年度末までの移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム等の移行経費についても、当該システムの移行完

了時期等の状況を十分に踏まえ、国の責任において全額国費により必要な措置を講じるべきである。また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する基本方針」（令和5年9月8日閣議決定）において、ガバメントクラウドの利用料に関し、「ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担する」とこととされたところであり、利用料等の運用経費の見通しや、その負担方法については、十分に地方自治体の意見も踏まえながら検討を進めるべきである。

なお、多くの地方自治体から、ガバメントクラウド利用料を含め標準準拠システム移行後の運用経費が大きく増加するという声も上がっている。国は、標準準拠システムの運用状況を丁寧に把握し、地方自治体の意見を十分に踏まえ、運用経費の低減が早期に確実に実現するよう事業者との調整や自治体への技術的支援に責任を持って取り組むとともに、標準準拠システムの安定的な運用のために必要な経費については、所要の財源を確保し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

国においては、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、令和6年11月に創設された「新しい地方経済・生活環境創生本部」において、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定することとされており、年末までに示されるその「基本的な考え方」のポイントの一つとして「デジタル・新技術の徹底活用」が掲げられている。

また、同月に示されたデジタル行財政改革の基本的考え方において、急激な人口減少社会に対応するため、利用者起点で我が国の行財政のあり方を見直し、デジタル化の推進を通じて公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現することが示されている。

令和7年度においても、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、「地域デジタル社会推進費」を引き続き計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に進めるべきである。

併せて、国は、地域社会のデジタル化に係る取組事例の横展開等を通じて、地方自治体による地域活性化、交通・福祉をはじめとした地域課題の解決、誰もがデジタル化のメリットを享受できるデジタルデバイド対策などの取組を引き続き積極的に後押ししていくべきである。

以上のように、自治体DXや地域社会DXの取組は、地域の担い手不足が深刻化している中で、官民の生産性を高めていくために不可欠であり、かつ、緊急に進めていく必要がある。一方で、集中的にデジタル化を進めるためには、情報システムや情報通信機器を整備することが必要となるが、その際に、初期経費が大きくなるといった課題もある。このため、初期経費の負担を平準化するため、地方債の発行を可能とする特例措置を講じることを検討すべきである。

②デジタル人材の確保・育成

デジタル化による恩恵を、全国津々浦々に広げ、自治体DX及び地域社会DXを合わせた地域DXの取組を着実に推進するためには、地域に持続的なDXの推進体制を構築することが重要である。

地域DXの取組は、極めて多くの業務を短期間で行うことが求められるが、その進捗は特に市町村により大きな差がある。このため、都道府県において、市町村と連携した推進体制を構築することが重要であるとともに、デジタル分野についての専門的な知識を有するデジタル人材の確保が不可欠である。全国的に官民でデジタル人材が不足し、とりわけ小規模市町村で人材不足が深刻な中で、地域DXを推進するためには、個々の地方自治体におけるデジタル人材の確保だけでなく、すべての都道府県において速やかに、市町村と連携したDX推進体制を構築し、その中で市町村の求めるDX支援のための人材プール等の必要な機能を確保するとともに、DX推進のための職員の人材育成を進めることが重要である。

このため、国は、市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等、都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保、地方自治体におけるDX推進リーダー育成に関する取組について、引き続き地方財政措置を講じるべきである。

特に、都道府県が、実務を担うデジタル人材を求める市町村のニーズも踏まえ、継続的かつ直接的に市町村支援を行うことのできる常勤のデジタル人材を確保する場合に必要な経費については、適切に地方財

政措置を講じるべきである。

加えて、国がデジタル人材を確保・派遣するアドバイザー制度や、地方自治体における広域的なデジタル人材の確保を促進するための伴走支援により、地方自治体におけるデジタル人材の確保を促進するとともに、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成の先進・優良事例の横展開、都道府県と市町村の連携による推進体制構築支援等により、地方自治体における取組を一層支援していくべきである。

（２）公共施設等の適正管理、資源制約に対応していくための広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成

①公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎えており、国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況において、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和８年度までが事業期間とされており、国においては、同事業債の活用策、取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しするとともに、公共施設の集約化・複合化等に伴い廃止する施設の除却事業について地方財政措置を拡充するなど、適正管理を進めるための取組を更に強化する必要がある。また、取組が十分に進んでいない複数自治体による公共施設の集約化・複合化等を推進するため、適切に地方財政措置を講じるべきである。

②資源制約に対応していくための広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成

我が国では、人口構造の変化により、人手不足や人口急増期に集中的に整備してきたインフラの老朽化などの課題が顕在化している。将来の人口構造の姿を指し示す出生数は、近年、想定を上回るペースで減少を続けており、課題の深刻化が見込まれる。地方自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し、住民の暮らしを支えていくためには、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通し、住民等と議論を重ね、ビジョンを共有した上で、地域や組織の枠を越えて、それぞれの資源を融通し合い、他の地方自治体や多様な主体と連携・協働していく視点が一層重要である。

国においては、資源制約に対応していくために、複数の地方自治体が、専門人材の確保・育成や公共施設の集約化・共同利用に連携して取り組むための環境整備を図ることが重要である。そのため、都道府県等が市町村に専門人材を派遣する際の経費に対して引き続き適切に地方財政措置を講じ、専門人材の確保等に係る地方自治体相互間の連携を推進していくべきである。また、連携中枢都市圏・定住自立圏の取組の深化や複数の市町村による「地域の未来予測」の作成及び「目指す未来像」の議論も進むよう、引き続き適切に地方財政措置を講じるべきである。

さらに、地域運営組織をはじめとした地域コミュニティを持続可能なものとするため、その基盤となる自治会等を活性化させる地方自治体の取組に対し、適切に地方財政措置を講じるべきである。特に、地域の多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備が進められるように、改正地方自治法により創設され、令和6年9月から施行された「指定地域共同活動団体」制度について、情報提供などの支援を行うことにより、円滑な導入・運用が図られるように取り組むべきである。

(3) 公営企業の経営改革

①経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増している状況（資料7）においても、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業の在り方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、策定済みの経営戦略について、令和7年度までの改定が求められていることを踏まえ、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証の上、人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るなど、必要な改定を行いながら、不断の経営改革に取り組むべきである。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

なお、公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、各地方自治体において、国が定める繰出基準のほか、地理的・自然的条件や地域振興の必要性など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく中で、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

②公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大により、経営

状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府においては、令和5年度までに重点事業（下水道、簡易水道事業）について公営企業会計適用の取組を推進してきたところであり、今後は、重点事業以外の事業における公営企業会計適用の取組を推進していくべきである。

引き続き、公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、国や都道府県による支援を行っていくべきである。その際、特に小規模自治体の負担の軽減が図られるよう、地方自治体へのアドバイザー派遣などにより支援すべきである。

③公立病院経営強化の推進

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師・看護師等の不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化など厳しい経営環境に直面している。

公立病院全体の令和5年度の経常収支は、国庫補助金等の減少や職員給与費・材料費等の医業費用の増加により4年ぶりに赤字に転じ、赤字の公立病院の割合も令和4年度には約3割であったが令和5年度には約7割にまで拡大している。

さらに、令和6年度においても、医師の時間外労働規制が開始され、また、職員給与費・材料費等は引き続き増加傾向にあると見込まれており、公立病院の経営環境は一層厳しくなっている。

こうしたことから、公立病院は、地域の医療需要に応じた病床の縮小や病床機能の見直し、他院との医薬品の共同購入等の経営の効率化、地域連携の強化等による患者の増加など、計画的に経営改善に取り組むことが重要であり、国は、これらの経営改善の取組と併せ、病院事業の資金繰りを支援すべきである。また、資材費等の高騰に伴い病院施設の建設費用が増嵩していることから、こうした実状を踏まえた適切な対応が

求められる。

加えて、令和5年度までにほぼ全ての公立病院において、公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）の策定が完了したものの、中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズ、物価上昇等の経営環境の変化を踏まえ、関係地方自治体は、策定した経営強化プランを必要に応じ見直し、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保等に総合的に取り組み、公立病院の経営を強化していくことが重要である。そして、国は、経営強化プランに基づく関係地方自治体における公立病院の経営強化に係る取組等が着実に進み、持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、所要の財政措置を講じるべきである。

④水道・下水道事業における広域化等の推進

住民生活に必要不可欠なライフラインである水道・下水道事業については、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い経営環境が厳しさを増しており、経営基盤の強化・経営効率化等により、持続的な経営を確保する必要がある。

このため、地方自治体は、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、広域化等やPPP／PFIを含む更なる民間活用などに取り組んでいくことが重要である。

特に、広域化等については、都道府県のリーダーシップの下、策定された広域化等の推進に係る計画に基づく取組を進めるとともに、計画を絶えず見直し、取組の充実・強化を図っていく必要がある。

このため、国はこうした広域化等の推進に係る取組に対して、適切に地方財政措置を講じるとともに、取組の更なる充実・強化のために必要な方策について、検討すべきである。

（４）財政マネジメントの強化

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化す

ることは、地方財政の健全化につながる。地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んでいくことが求められる。

①地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスや地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、財政状況資料集や財務書類の活用等により、引き続き、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、効率的に、決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、令和6年度に改訂予定の「統一的な基準」を踏まえつつ、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・地方自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集・公表や、地方公会計に関する専門家の派遣等により、地方公会計の一層の活用を促すとともに、更なる地方公会計の整備・活用のための方策を検討すべきである。

地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な執行等のために設けられており、様々な地域の実情を踏まえて、それぞれの判断に基づき管理が行われている。そのため、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要であり、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表するなど、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

②地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

人口減少や公共施設等の老朽化が進む状況において、地方自治体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るためには、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」及びD X・G Xの推進に加え、公営企業における経営改善等の取組が必要になっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、これらの取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を引き続き行っていくべきである。

あわせて、地方自治体による取組を推進するため、優良な取組事例について積極的に横展開を図るべきである。

(5) 公営競技納付金の延長

公営競技納付金制度は、地方公共団体金融機構の重要な財務基盤であり、納付金を原資とする健全化基金の運用益を活用した低利貸付が財政状況の厳しい地方自治体にとって必要不可欠なものとなっていることに鑑みて、全国的なレベルでの公営競技収益金の均てん化措置として、令和8年度以降においてもその延長を図るべきである。

3. 安全・安心の確保のための防災・減災及び国土強靱化の推進等と消防防災力の強化

(1) 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進

近年、東日本大震災や熊本地震、令和6年能登半島地震といった地震や梅雨前線・台風による豪雨、暴風など、自然災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、大規模水害等への備えの必要性が喧伝される中で、住民の安全・安心を守る地方自治体の役割はますます高まっており、今後、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組んで行くことが求められている。

現在、令和3年度から令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、本対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、引き続き、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等により適切に地方財政措置を講じるべきである。

また、地方自治体が、本対策と連携しつつ、地方単独事業による取組を推進できるよう、引き続き、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債により適切に地方財政措置を講じるべきである。

さらに、近年の災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、地方自治体が必要な防災・減災のための取組を行えるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を追加し、地方財政措置を拡充すべきである。加えて、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業については、資材費等の高騰に伴い庁舎の建設費用が増嵩していることから、実状を踏まえた適切な対応が求められる。

緊急浚渫推進事業債については、令和6年度までが事業期間とされているが、実際に豪雨時に河川氾濫や浸水被害などが発生しなかったといった防災上の効果が広く認識され、活用実績は年々増加している。一方で、浚渫を要する危険な箇所が未だに数多く残っており、今もなお事業の必要性が高い状況が継続している。このため、地方自治体が引き続き

緊急的な河川等の浚渫に取り組めるよう、同事業債について対象事業の拡充も検討した上で、事業期間を延長すべきである。

（２）上下水道の地震対策の推進

能登半島地震では、最大約 14 万戸で断水が発生するなど上下水道施設に大きな被害が発生し、生活に必要不可欠なライフラインとして、上下水道の重要性が改めて認識されることとなった。

また、上下水道の耐震化については、令和 3 年度から令和 7 年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」において、水道及び下水道の管路の耐震化に係る数値目標を掲げて取組が行われているが、特に水道管路の耐震化率は他のライフラインに比べて低位となっている。

こうしたことを踏まえ、国は、地方自治体における上下水道管路の耐震化や災害時における上下水道機能の確保のための防災対策を推進するため、所要の財源を確保するとともに、地方自治体が取組を着実に実施できるよう、国庫補助金等の対象となる事業との適切な役割分担の下、必要な地方財政措置を講じるべきである。

（３）消防防災力の強化

能登半島地震をはじめとする災害の最前線で国民の生命・財産を守る消防の役割は近年益々増大しており、消防防災力の強化を図ることが重要である。

具体的には、緊急消防援助隊について、小型軽量化された車両・資機材の整備や関係機関との連携強化、過酷な活動環境を踏まえた資機材整備や処遇改善等により、迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備を推進すべきである。

加えて、輪島市大規模火災等を踏まえ、感震ブレーカーやドローン等の普及促進や官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進等による消防防災対策の強化も必要である。

また、大規模災害時には常備消防だけでは対応できない場合もあるなど、地域に密着した消防団の役割は極めて大きい。そのため、大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設等の充実強化等を進めるとともに、女性が活動しやすい環境整備も積極的に行っていくべきである。

4. 新たな地方創生の起動

(1) 地方創生 2.0 の推進

少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一つである。

国は、令和6年11月に「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずることとしており、今後10年間集中的に取り組む基本構想の策定に向けて議論を開始している。

人口減少等により生じる課題やその対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々であり、住民や議会と地域の将来を共有し、課題や対策について議論を深め、目指すべき地域の実現に取り組む姿は、まさに自治そのものである。平成26年度から地方創生の取組が本格的に開始されて以降、10年が経つが、今後、更に人口減少が進む中であって、地方自治体は、これまでの取組の成果と反省を活かして、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組をさらに推進していくことが求められる。

地方自治体が自主性・主体性を発揮しつつ地方創生に取り組めるようにするため、令和6年度の地方財政計画においては、「地方創生推進費」として、1兆円が計上されたところであるが、地方創生は息の長い取組が必要であること等を十分踏まえて、地方自治体が、国の新たな取組と相まって、地方創生2.0に取り組めるよう、引き続き、地方財政計画に所要額を計上し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

(2) 地域活性化・地域で活躍する人材の充実等

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、東京圏への集中緩和の動きが見られたものの、その後、東京圏への転入超過数は再度拡大している。一方、若者を中心に都市住民の地方への移住や就業への関心が

確実に高まっている。

持続可能な地域社会を実現するためには、地方自治体は、この機を捉まえ、地方への人の流れや関係人口の創出・拡大に資するよう、地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の更なる推進に取り組むべきである。

具体的な取組として、「地域おこし協力隊」について、令和8年度までに現役隊員数を10,000人まで増やす目標に向け、若者・女性・JETプログラム参加者等の応募者数の増加や受入れ体制の強化、隊員・地方自治体双方へのサポートを行うほか、都市部の企業の社員を地域活性化の即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、副業型のシニア層における更なる活用も含め、制度の活用に向けた取組を強化する必要がある。また、二地域居住も含めた移住・定住対策の取組や、地域人口の急減に直面する地域において地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業協同組合の取組への支援を強化する必要がある。このほか、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくりの担い手の育成の取組を加速化させるため、大学等と地域が連携した地域課題解決の取組への支援を強化する必要がある。

また、地域の経済循環を促進するため、地域の資源と資金を活用して、民間事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」について、令和5年度末現在276団体である取組自治体数を、令和9年度までに510団体まで増やす目標に向けて、本プロジェクト等を活用したローカルスタートアップを強力的に支援することに加え、地域企業と若者・女性・シニア等の事業承継人材、企業経営人材等のマッチングのためのネットワークづくりを支援することが必要である。

5. 人への投資

人口減少に伴う官民における担い手不足という課題に対応するためには、女性・若者・シニア・外国人等多様な人材に最大限活躍してもらうとともに、その生産性を向上させる取組が不可欠である。また、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮する観点からも、人の重要性が増しており、人への投資の強化が必要である。

このため、令和5年度から地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置が講じられており、地方自治体においては、各都道府県に組織されている地域職業能力開発促進協議会における協議を踏まえ、地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に、引き続き継続的に取り組むことが必要である。

教員の働き方改革に関しては、依然として教員の長時間勤務が課題となっており、中央教育審議会の答申を踏まえ、長時間勤務の縮減や時間外勤務手当の代わりに支給されている教職調整額の見直しが議論されている。教員の処遇改善に当たっては、地方の意見を十分に踏まえながら、教員の働き方改革の実効性を高める対策を講じるとともに、教職調整額の見直しが行われる場合には、その見直しに伴う負担増は、国よりも地方が大きいことに留意しつつ、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保すべきである。

6. 全世代型社会保障構築を目指す改革

(1) こども・子育て政策の強化

令和5年の出生数は72万7,288人で、前年の77万759人より4万3,471人減少し、合計特殊出生率は1.20で、前年の1.26より低下して過去最低となった。長年の課題である我が国の少子化は、近年、その深刻さを増しており、静かなる有事とも言うべき状況である。国は、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進するため、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を策定した。

地方自治体は、児童手当等の経済的支援や保育等の現物サービスといった、こども・子育てサービスの多くを提供する主体であり、現場としてこども・子育て政策の充実に果たす役割が極めて大きい。こうしたことから、こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、全国的な制度として国が進める事業と地方独自の事業の双方が重要である。

国が進める事業については、「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき実施する事業について、令和7年度以降においても地方負担は増加すると見込まれることから、全国の地方自治体が着実にその役割を果たすことができるよう、国は、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、所要の財源を引き続き安定的に確保すべきである。

児童虐待防止対策に関しては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の児童福祉司を令和6年度までに約1,060名、児童心理司を令和8年度までに約950名、それぞれ増員することとされている。全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は依然として一貫して増加していることから、国においては、児童福祉司について令和7年度以降の新たな目標を設定するとともに、採用活動の支援など、地方自治体の体制

強化に向けて、適切に支援する必要がある。

（２）医療制度の改革等

こども・子育てに加え、医療、介護等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。令和5年12月22日に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、「医療・介護制度等の改革」についても、「時間軸」に沿った今後の取り組むべき課題が示されている。今後、着実に取組を進めるに当たっては、引き続き、国と地方が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくべきである。

令和8年度以降の地域医療構想の取組については、令和22（2040）年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大等に対応できるよう、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の構想として検討がなされているところである。医師偏在対策については、医師養成過程での地域枠の活用等の必要な人材を確保するための取組、経済的インセンティブによる偏在是正、規制的手法を組み合わせた取組の実施など総合的な対策のパッケージの策定が検討されているところである。国は、地方の意見を十分に踏まえつつ、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進める必要がある。

国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度となり、財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、各地方自治体は、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を推進することが適当である。また、都道府県内保険料水準の統一に向けては、各都道府県の取組状況の分析、先進・優良事例の横展開に取り組むことが重要である。

なお、国民健康保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

7. 東日本大震災からの復興

東日本大震災から13年が経ち、復旧・復興事業の進展が見られるが、特に被害の大きかった被災団体においては、未だ復旧・復興に多額な事業費が生じている。令和2年度までの「復興・創生期間」後の取組として、政府としては、令和3年度から令和7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置づけ、被災地の復旧・復興のための施策・事業を円滑に実施し、加速化を図ることとしている。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じないように、復興推進会議の決定に基づき、所要の事業費及び財源について、通常収支とは別枠で確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

おわりに

千年単位で見ても類を見ない急激な人口減少、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、生成A I等の登場による急激なデジタルの進化、約30年ぶりの賃金・物価の上昇。我が国は大きな時代の変化に直面している。

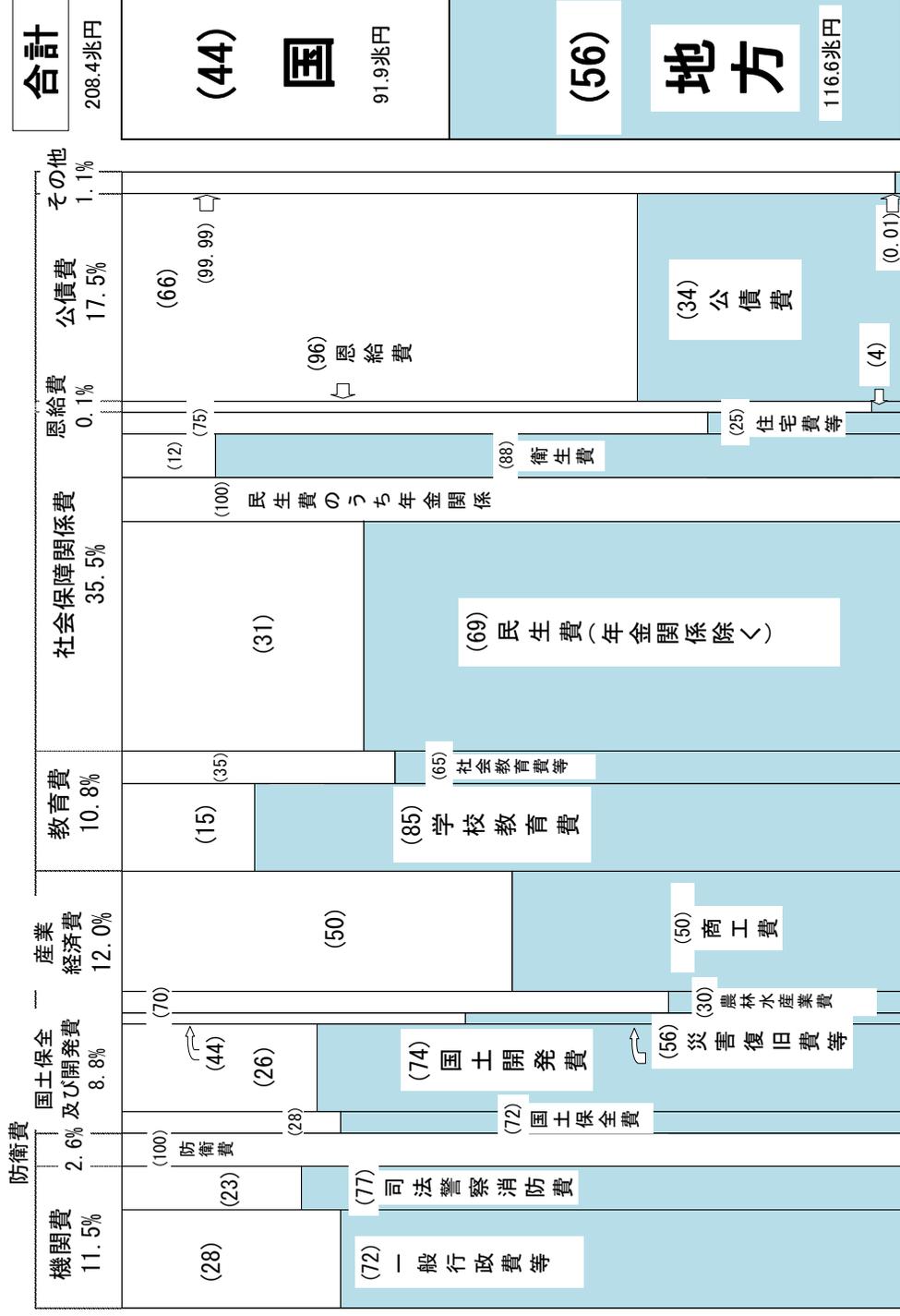
地方自治体は、このような変化に対応しつつ、行政サービスを安定的に確保し、住民の当たり前の生活を支えていかなければならない。そのためには、経済の好循環と財政の健全化を両立させ、確固とした地方税財政の基盤を構築することが不可欠であり、地方税をはじめ地方交付税を含む一般財源総額が適切に確保される必要がある。

令和7年、我が国は戦後80年を迎える。戦争によって焦土と化した我が国は、先人たちの懸命の努力により、戦災の復興に続く高度成長を遂げ、国民生活が大きく発展・向上した。戦後整備された地方税財政制度は、その礎を担ってきた。その歴史に思いを馳せつつ、時代の変化を踏まえながら制度を適切に運用し、経済の好循環と持続可能な地域社会を実現することを通じて、今日直面する諸課題を乗り越え、未来を切り拓いていくことを期待している。

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

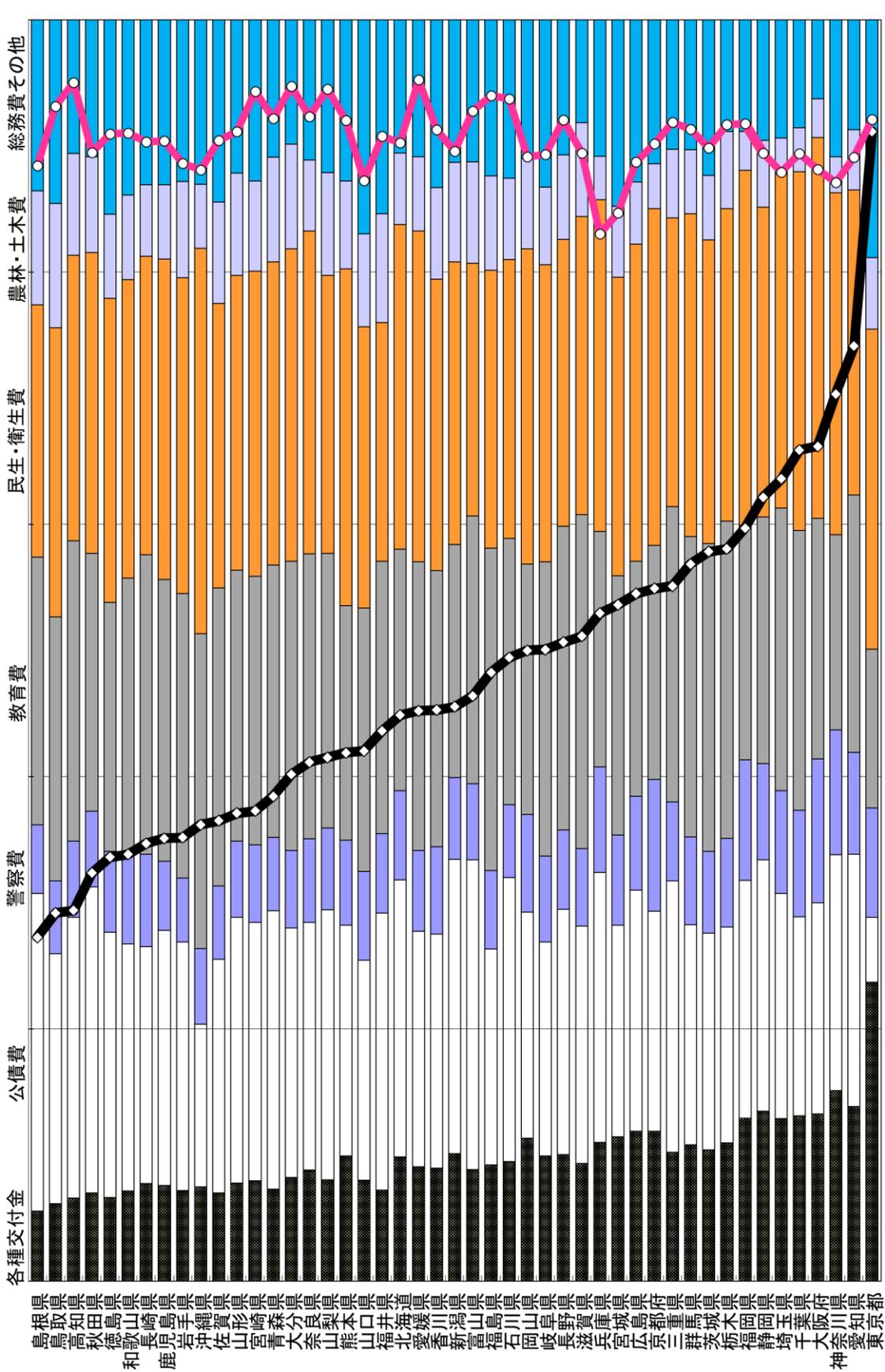
○ 国と地方の役割分担（令和4年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合があります。

地方交付税による財源調整の状況

※ 令和4年度決算ベース



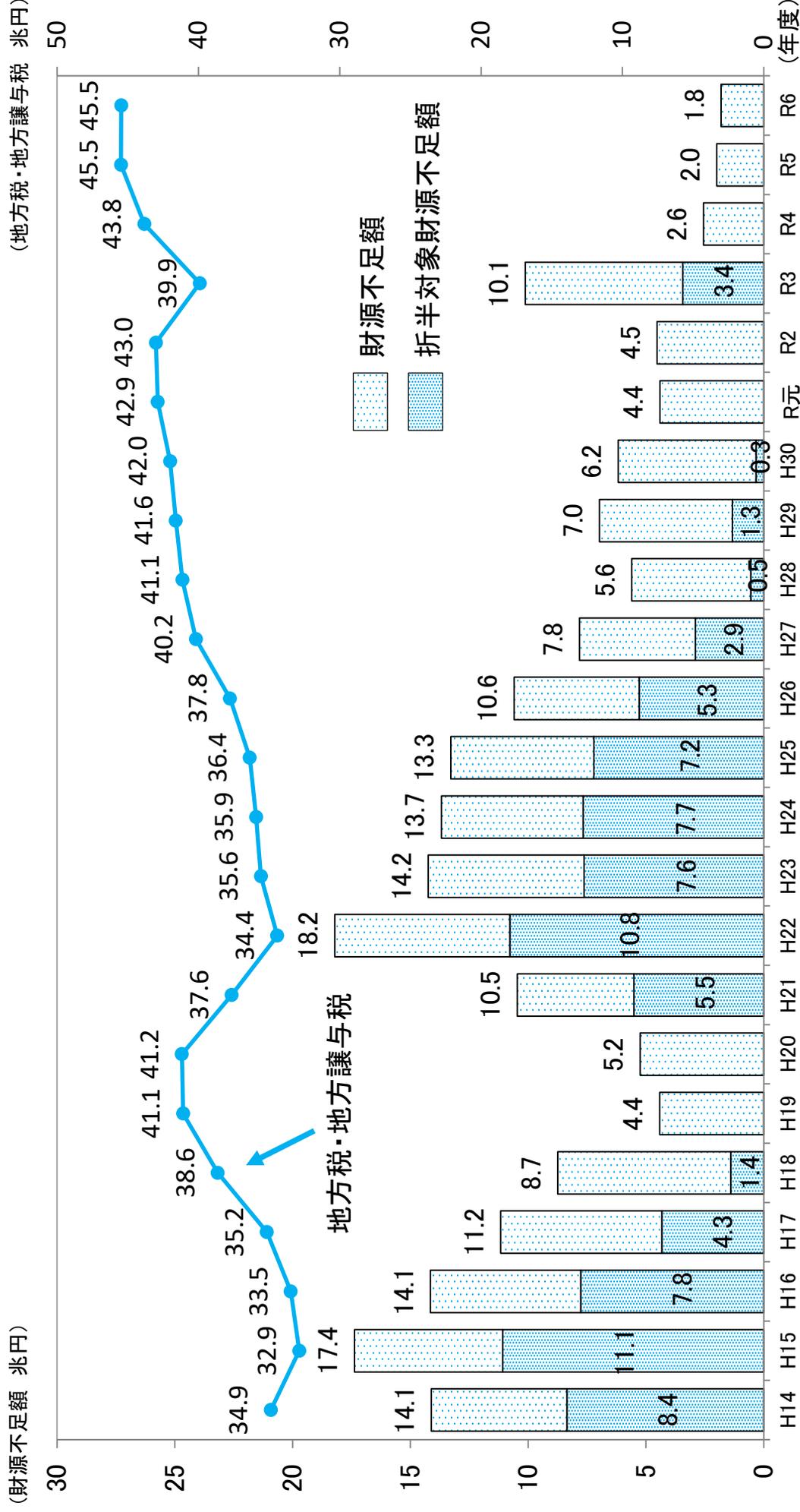
0% 20% 40% 60% 80% 100%

地方税割合
地方税+地方交付税+地方譲与税 割合

※ 各都道府県の順番は地方税割合の低い順

地方の財源不足額と地方税収

資料3

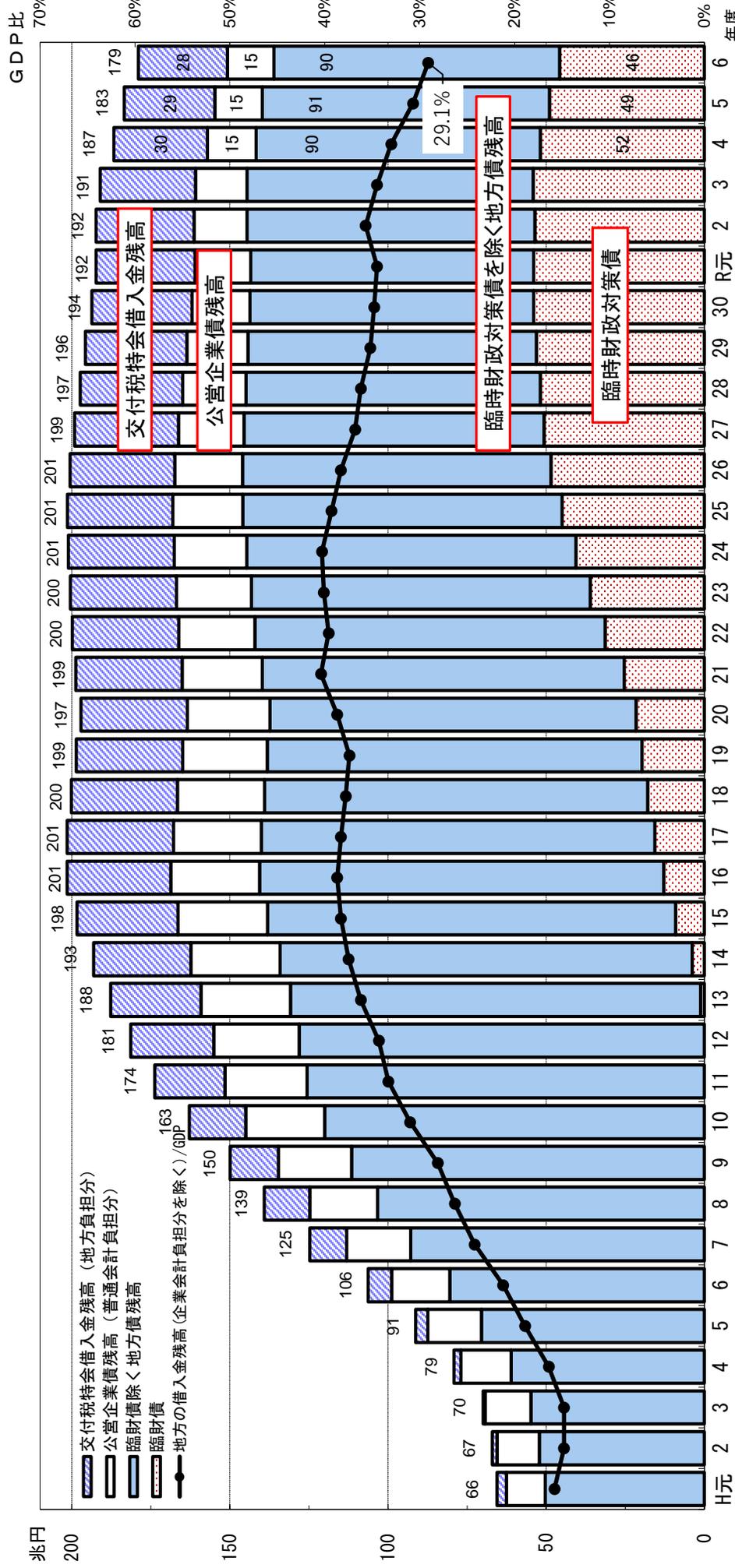


※ 令和3年度の地方税・地方譲与税は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

地方財政の借入金残高の状況

資料4

GDP比
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%



(単位: 兆円)

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	21	21	21	21	

※1 地方の借入金残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画等に基づく見込み。
 ※2 GDPは、令和4年度までは実績値、令和5年度は実績見込み、令和6年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費(一般行政経費に計上)は高齢化の進行等により増加する一方、平成10年代半ばから公債費や給与関係経費が減少してきた。
- 今後も、社会保障関係費の増が見込まれるほか、人件費も増加する可能性。一方で、金利上昇の影響もあり、公債費がこれまでのように減少しない可能性。

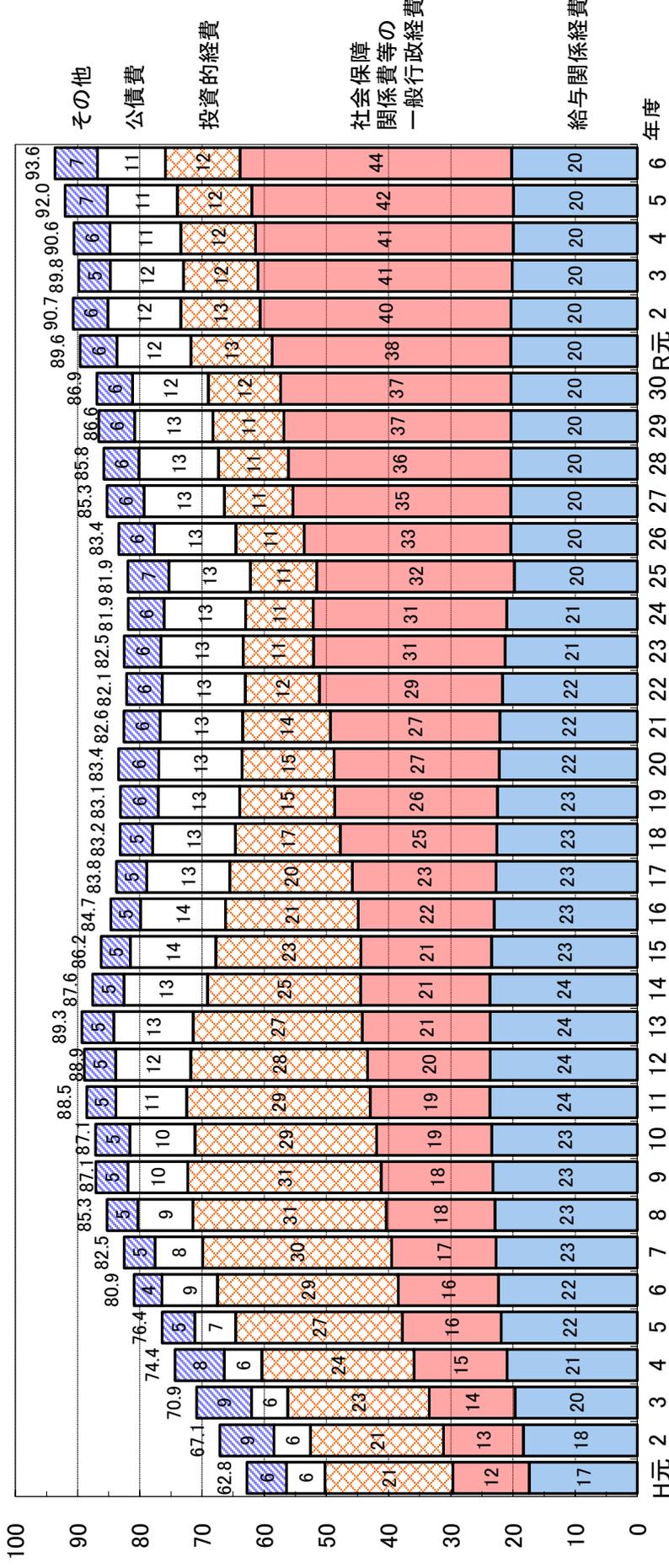
<主な地方歳出(一般財源ベース)の推移> (対前年度増減額)

	過去(H23~R5)	R6
社会保障関係費(補助)※1	+0.3兆円程度/年	+0.4兆円
人件費	▲0.1兆円程度/年	+0.3兆円
公債費	▲0.2兆円程度/年	▲0.4兆円
その他の歳出	+0.1兆円程度/年	+0.4兆円 ※2

※1 消費税率引上げによる増(社会保障の充実、人づくり革命等に係る公経済負担)を除く。
 ※2 会計年度任用職員人件費、こども・子育て政策(単独)を含む。

<地方財政計画の歳出の推移>

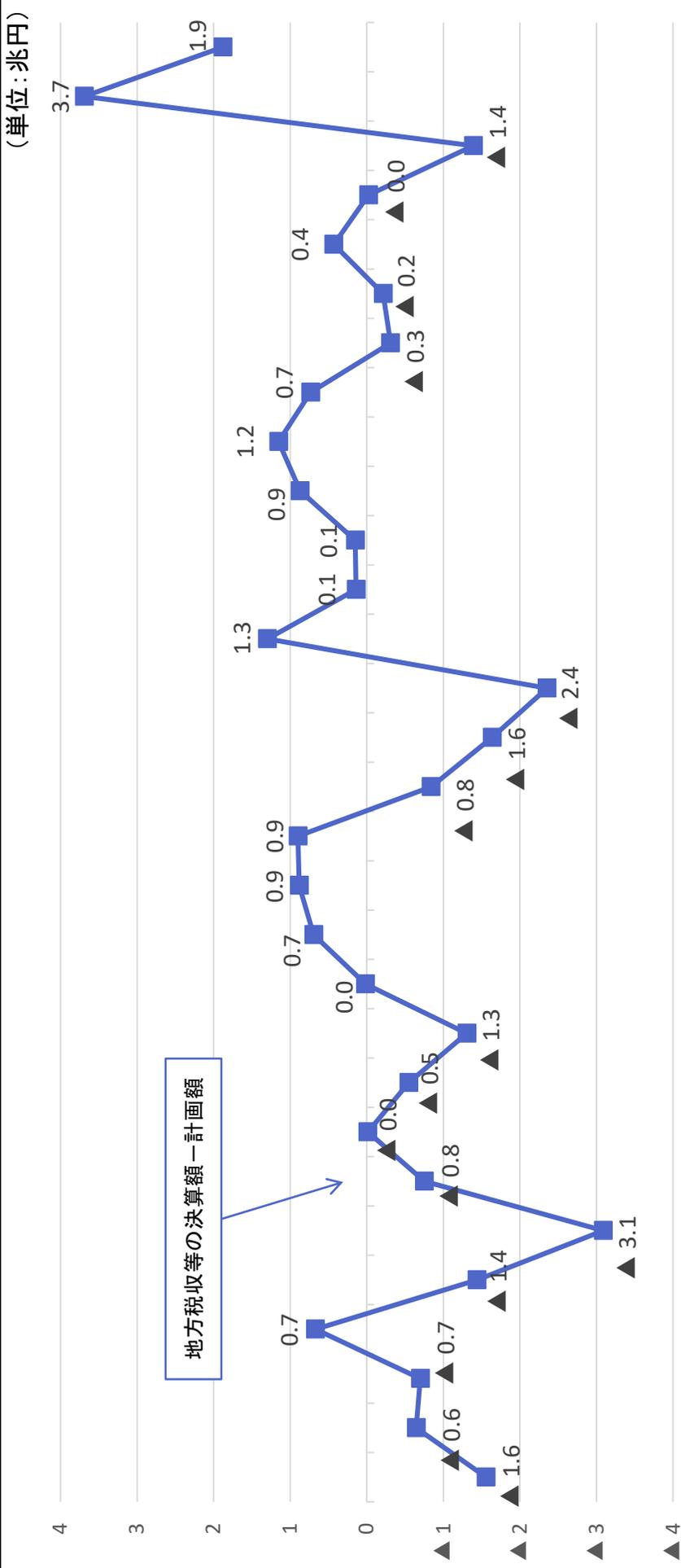
(兆円)



地方税及び地方譲与税（決算一計画）の推移

資料6

各年度における地方税収等の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ね相殺。



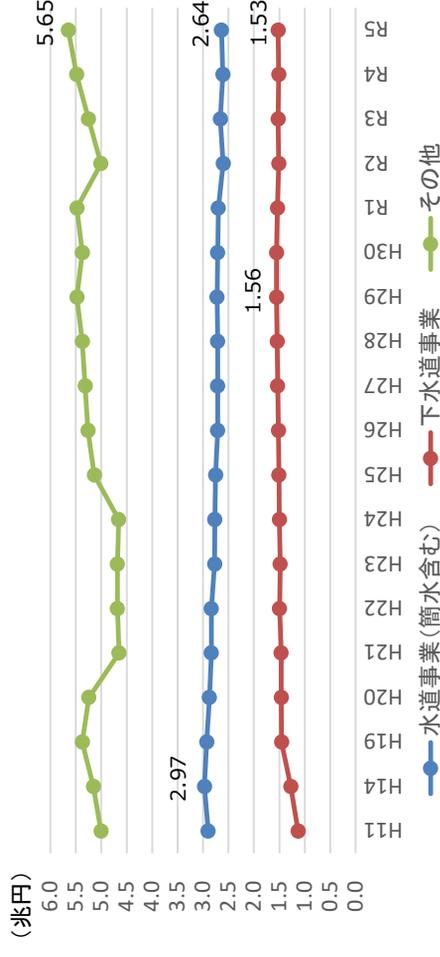
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	H5 と R4 (計)
地方税収等の 決算額 一計画額	▲1.6	▲0.6	▲0.7	0.7	▲1.4	▲3.1	▲0.8	▲0.0	▲0.5	▲1.3	0.0	0.7	0.9	0.9	▲0.8	▲1.6	▲2.4	1.3	0.1	0.1	0.9	1.2	0.7	▲0.3	▲0.2	0.4	▲0.0	▲1.4	3.7	1.9	▲3.3

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

資料7

①地方公営企業の料金収入の推移

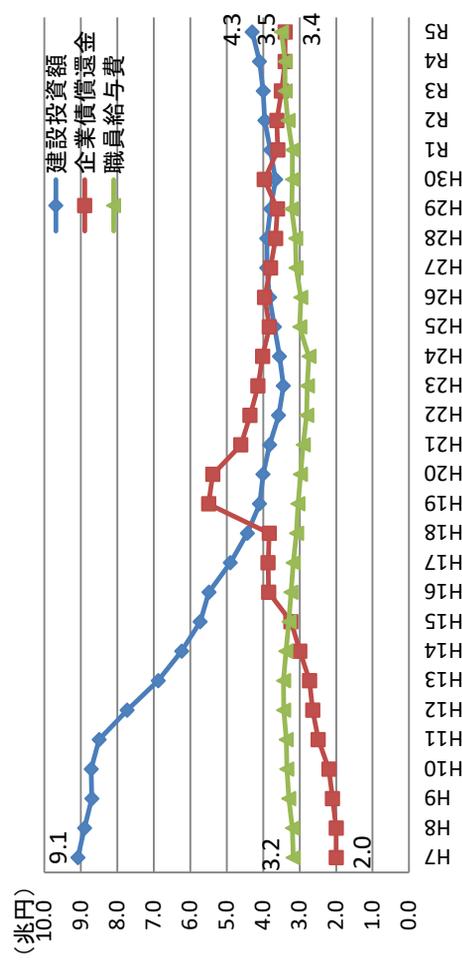
・水道事業においては、有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向となっている。また、下水道事業においては、近年、減少傾向となっている



※その他については、平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含む。

②建設投資額の推移

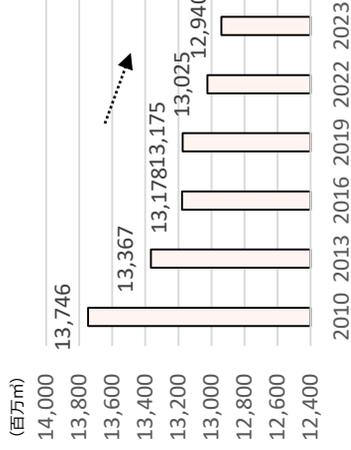
・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



※平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含み、「長期借入金償還金」を企業債償還金に計上。

参考：水道事業の有収水量の推移及び更新投資額の推移

水道の有収水量の推移

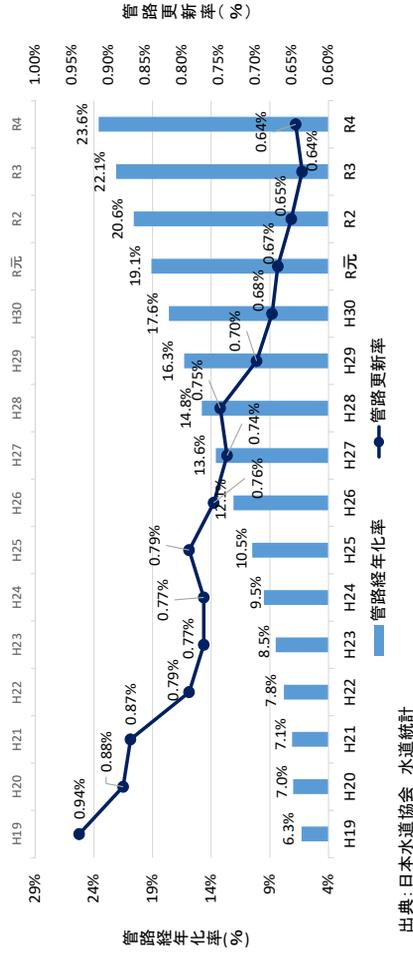


水道の更新投資額の推移



※1 本資料における水道事業とは、用水供給事業及び簡易水道事業を除く上水道事業を指す。
 ※2 有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量。

参考：水道事業の管路経年化率及び管路更新率の現状



出典：日本水道協会 水道統計

※3 管路経年化率： 管路全体に占める法定耐用年数（40年）を超えた管路延長の割合。
 ※4 管路更新率： 管路全体に占める当該年度に更新した管路延長の割合。